

## 多量排出事業者に係る改正廃棄物処理法説明会 質疑応答

Q 1. 帳簿を備えることを要する事業者に、小規模な焼却施設で自ら焼却する事業者が追加されているが、木くずボイラーも該当するのか。

A 1. 木くずボイラーは廃棄物処理施設ではないので、該当しない。

Q 2. 帳簿記載事項に「処分方法ごとの処分量」があるが、自動投入の場合は計量が難しい。計算によって求めるのか。

A 2. 処分量については、なるべく正確に記載してほしいが、やむを得ない場合は分かる範囲でお願いしたい。

Q 3. 計画書等をEメールで報告するとなれば、県が受信した旨を証するものを発行してくれるのか。紙ベースの時は受理印を押印してもらっていた。

A 3. 今後、受理印に代わる手段について検討する。

Q 4. 認定熱回収施設以外の熱回収施設へ委託した場合に、その明確な基準はあるのか。

A 4. 熱回収事業者の自己申告となるが、今回の法改正で排出事業者には処理状況確認の努力義務が追加されているので、熱回収されているか確認していただきたい。

Q 5. 県内に多数工場を有しているばあい、届出者はそれらを統轄する機関であるということだが、個々の工場が各々の運営を行っており、統轄機関よりも熟知している場合も、統轄機関によって届けなければならないか。

A 4. あくまで「事業場」単位で提出すべきこととされているから、仮に個々の工場が多量に排出し、個々の工場が独立した事業場として提出いただいてもよい。